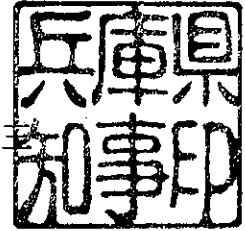


環評第1120号
平成21年9月17日

経済産業大臣 直 嶋 正 行 様

兵庫県知事 井 戸 敏 三



姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書に関する
環境の保全と創造の見地からの意見について（送付）

平成21年3月26日付けで関西電力株式会社から送付のあった標記の環境影響評価準備書について、環境影響評価法第20条第1項及び電気事業法第46条の13の規定に基づき、環境の保全と創造の見地からの意見を別紙のとおり送付します。

姫路第二発電所設備更新に係る環境影響評価準備書に関する意見書

標記の環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全と創造の見地から審査を行った。

標記事業は、既設の発電設備の高経年化対策として、天然ガスを燃料とする高効率コンバインドサイクル発電方式への設備更新を行うものであり、発電電力量当たりの二酸化炭素排出量の低減による地球温暖化の防止及び窒素酸化物等の環境負荷の低減に資する事業である。

予測・評価の結果については、すべての環境影響評価項目において、環境に及ぼす影響の回避又は低減が図られるとしており、概ね適切と考えられる。

しかしながら、事業の実施に当たっては、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施するとともに、専門家の指導及び助言を受け、実行可能なより良い技術の導入に努める必要がある。また、特に、下記の点に留意すること。

1 温室効果ガス

発電効率の高いコンバインドサイクル発電方式の採用など二酸化炭素の排出抑制を講じているが、その排出抑制が確実に実施されるよう、発電設備の運転管理及び設備管理を適切に行い、高効率運転の維持を徹底する必要がある。

2 大気質

施設の稼働に伴い、窒素酸化物の排出濃度及び排出量が削減され、寄与濃度は低減すると予測しているが、供用に当たっては、その削減が確実に実施されるよう、発電設備や排煙脱硝装置の運転管理及び設備管理を適切に行う必要がある。

3 騒音・振動

工事関係車両の運行に伴う道路交通騒音、振動の影響は少ないと予測しているが、既に騒音の現地調査の値が環境基準値を超過している地点もあるため、工事の実施に当たっては、海上輸送による陸上車両台数の抑制、関連車両の集中回避等適切な運行管理を行う必要がある。

4 水質

施設の稼動に伴う排水については、周辺海域の水質及び水温に及ぼす影響は低減されると予測しているが、供用に当たっては、環境保全措置を着実に実施し、汚濁負荷量の低減に努めるとともに、取放水温度差を適切に管理する必要がある。

5 動物

事業の実施により、コアジサシ等の鳥類の繁殖地の面積の減少が予想されるので、敷地内の裸地環境を可能な限り創出する必要がある。

6 植物

敷地内のマツバランについては、生育地を改変せず現状のまま維持することから地形改変及び施設の存在に伴う影響はないと予測しているが、今後の生育が危ぶまれることから、専門家の知見等を踏まえ、移植することが望ましい。

7 景観

姫路市都市景観条例の適用を受けることから、事業の実施に当たっては、関係機関と協議を行い、周辺環境との調和に十分配慮する必要がある。

8 廃棄物等

現場内で分別を徹底し、再利用量の増加や再資源化に努め、最終処分量の低減を図るとともに、ポリ塩化ビフェニル及び石綿について適正処理を確実にを行う必要がある。

9 その他

上記の項目の対策等に加え、事業の実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 工事着手前に周辺住民に十分説明を行うとともに、住民から要望・苦情等があれば工事中・供用後にかかわらず適切に対応すること。
- (2) 周辺環境の変化等により環境影響評価の予測の前提条件となる事項に大きな変化が生じた場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、状況に応じた適切な環境配慮を行うこと。
- (3) 環境監視調査については、関係機関と協議を行い適切に実施するとともに、その結果については定期的に公表すること。